

# 4月から食品中の放射性物質に新たに基準値が設定されます

現在、食品中の放射性物質の基準は、暫定規制値として示されていますが、平成24年4月から食品衛生法の食品の成分規格として、基準値が定められます。

## 新たな基準値

放射性セシウムの暫定規制値 (Bq/kg)

食品群	暫定規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

放射性セシウムの新基準値 (Bq/kg)

食品群	新基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

## 基準値の考え方

### 「一般食品」の基準値の考え方



<「飲料水」の線量 = 飲料水の基準値(Bq/kg) × 年齢区分別の飲料水の摂取量 × 年齢区分別の線量係数>

- 飲料水については、WHOが示している基準に沿って、基準値を10 Bq/kgとする。
- 一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル（1 mSv/年）から、「飲料水」の線量（約0.1 mSv/年）を差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- この線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する（この際、流通する食品の50%が汚染されているとする）。
- すべての年齢区分における限度値のうち、最も厳しい（小さい）値から全年齢の基準値を決定することでどの年齢の方にとっても考慮された基準値とする。

## 基準値適用の考え方

製造食品、加工食品については、原材料はもちろん、製造、加工された途中の状態でも基準値が適用されます。ただし、以下の①、②の食品については、実際に食べる状態の安全を確保するため、実際に食べる状態を考慮して基準値が適用されます。

①乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類など原材料を乾燥させ水戻しを行い食べる食品  
→食用の実態を踏まえて、原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値(100Bq/kg)が適用されます。

②お茶など原料から抽出して飲む食品  
→原材料の状態と飲用の状態で食品形態が大きく異なることから、原材料の状態では基準値は適用されません。お茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値(10Bq/kg)が適用されます。

## 経過措置について

### ■ 経過措置の設定について

- 新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。



## もっと詳しくお知りになりたい方は

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023nbs.html>

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料（平成24年2月24日開催）